



「被災地に足を運び、言葉にできない何かを感じた…」

—東日本大震災被災地派遣ボランティア—

10月8日～11日、岩手県釜石市宝来館にて(関連記事P 2、3)

- 東日本大震災被災地派遣ボランティア報告… 2、3
- まちなかケアラズカフェオープン…………… 4
- 社会福祉貢献者表彰…………… 5
- 生活福祉資金貸付制度等のご案内…………… 6、7
- 社会福祉協議会からのお知らせ…………… 8

東日本大震災被災地派遣ボランティア活動報告

—平成24年10月8日(月)～11日(木) 岩手県釜石市—

東日本大震災から1年半以上が経過し、被災地は少しずつ復興に向けて歩み始めております。

これまで、ボランティア連絡協議会加盟団体が取り組んだ被災地支援活動は、靴下カバーを作って送ったり、募金活動による義援金を送る活動などをしてきました。

そこでこの度は、被災地に行き、現地を見て、被災者の話を聴くことや支援活動をすることで、今後のボランティア活動に活かすことを目的に被災地派遣ボランティアを実施いたしました。

くりやま手話の会 不破 潤氏

放課後子ども教室は、私の担当する手話での唄「この木なんの木」が最初だったので、不安でしたが、すぐに打ち解け、「釜石」「栗山」の手話や自分の名前前の指文字なども覚えてくれ、子どもたちの笑顔とともに楽しい時間を共有でき、うれしい時間でした。



栗山リーディングサービス 「とらいあんぐる」 中村 由江氏

靴下カバー作りの際、和やかに編み物が進むなかで、ポツリポツリと津波にのまれた話題が出ました。愚痴をこぼさず、涙をみせるでもなく、ただ一言「なんもかんも、流されてしまった～」とお話されたことが、何よりも胸の叫びに聞こえました。



栗山町赤十字奉仕団 山下 妙子氏

いつもテレビで被災地を見ていましたが、自分の目・耳・足など身体全体で被災地の大変さを実感いたしました。釜石をガイドしていただいた伊藤さんは、ご自身が被災しているにもかかわらず、身を粉にして復興に携わっており、胸がいっぱいになりました。

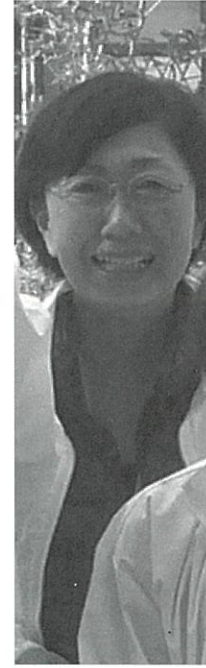
【日程】

- 10月 8日(月) 栗山発(18:00) フェリー (苫小牧西港 → 八戸港)
- 10月 9日(火) 海岸沿いに岩手県宮古市を經由して、岩手県釜石市へ
 - ・被災地視察 (釜石市内)
 - ・放課後子ども教室お手伝い

- 10月10日(水) 被災体験語り部 宝来館 女将 岩崎 昭子氏の体験談
 - ・ハマナスの植樹
 - 釜石市の仮設住宅の集会所にて活動
 - ・女性：靴下カバー作り (仮設住宅の集会所)
 - ・男性：菜の花プロジェクトへの協力
 - 活動終了後、八戸港へ フェリー (八戸港 → 苫小牧西港)
- 10月11日(木) 栗山着(7:30)

栗山町月見草の会 小原 富佐子氏

釜石は、想像以上の被害状況でしたし、復興があまり進んでいないと思いました。靴下カバー作りでお会いした方とは、すぐに打ち解け、楽しい話をたくさんしてくれました。別れる時「こんなに遠くまでよく来てくれた」と涙を拭く姿を見て、自分はこのに来て良かったんだと胸がいっぱいになりました。



栗山町月見草の会 土田 清美氏

コンクリートの住宅基礎が点在しているのを見て、幸福に暮らしていた家族が一瞬のうちに…と思うと、やりきれない気持ちで一杯です。そんなかわらに咲く赤いコスモスや青々と生い茂る草を見ると、自然の力強さを感じずにはいられません。確実に時は流れていると実感しました。



栗山町青年団体協議会 亀森 隆志氏

今回感じた事、それは『It's not over.』被災していない地域では震災は過去の事、でもまだ終わっていないし、むしろこれから。被災地に足を運び言葉にできない何かを感じた。何かをしなければいけないけど、東日本大震災を風化させないよう多くの方が被災地に足を運ぶことを望みます。



▲現地をガイドしてくれた三陸ひとつなぎ自然学校 代表 伊藤 聡氏 ※ボランティアのコーディネートや釜石の復興のために尽力されている

◆釜石の奇跡と言われる釜石東中学校のお話 —学校の屋上まで津波が一

- ・中学生は日頃の訓練通り避難した (校内放送の前にみんな避難していた)
- ・中学生が足の悪い子をおんぶして避難
- ・家に帰り、避難しないと話していた祖父母を引っ張って避難
- ・1.5 Km程度の距離をみんな駆け足で避難
- ・中学生につられて、地域の方も一緒に避難

※津波てんでんこ
それぞれが生き延びるために逃げる、捜しに行かない、生きていれば会える



▲放課後子ども教室(手話の唄) ▲放課後子ども教室(絵本の読み聞かせ) ▲放課後子ども教室(風船作り)



▲谷田製菓さんより協賛いただいた「きびだんご」を宝来館女将へ ※きびだんごは各訪問先で被災者へお渡ししました

◆宝来館の被災状況

- ・海抜10mにある建物の2階まで浸水
- ・女将も近所の方を助けている間に津波にのまれるが、どうにか助かった
- ・被災当初は避難所になっていた
- ・今年の1月より一部営業再開

◆女将さんのお話から…

- ・何度津波がきてもここで生活して、津波がきたら逃げればいい
- ・復興の為には、外からどんどん人が来て欲しい



靴下カバーづくり



◆菜の花プロジェクト 被災した農地・荒地・花壇・遊休農地などに菜の花の種を植えて、農業と地域の活性化を目的に実施!

平成24年度 社会福祉貢献者表彰

平成24年度社会福祉貢献者表彰式が、11月11日(日)、くりやまカルチャープラザ「Eki」で行われ、社会福祉事業の推進に寄与された次の方々を社会福祉貢献者として、表彰いたしました。



【社会福祉功労表彰】



獅々堀 重孝 様
(70歳 松風3丁目)

松風第7町内会長として、多年にわたり地域住民の自治活動に尽力され、地域福祉の向上と明るく住みよいまちづくりに寄与されました。



木藤 清 様
(71歳 松風2丁目)

松風本町町内会長として、多年にわたり地域住民の自治活動に尽力され、地域福祉の向上と明るく住みよいまちづくりに寄与されました。



渡辺 満 様
(69歳 錦2丁目)

栗山農事町内会長として、多年にわたり地域住民の自治活動に尽力され、地域福祉の向上と明るく住みよいまちづくりに寄与されました。



故 吉田 美枝 様
(83歳 朝日3丁目)

栗山町手をつなぐ親の会並びに手をつなぐ育成会の理事として、多年にわたり、会の運営に努められると共に、NPOの設立や障がい者福祉に尽力され、地域福祉の向上に寄与されました。



坂本 元子 様
(71歳 朝日4丁目)

栗山町手をつなぐ親の会並びに手をつなぐ育成会の会員として多年にわたり、会の運営に努められると共に、NPOの設立や障がい者の職業支援に尽力され、地域福祉の向上に寄与されました。



【感謝状贈呈者(高額寄付者)】

※平成23年10月1日～平成24年9月30日までの1年間にお寄せ頂いたご寄付です。

岡 正 雄 様 (札幌市)
森 克 己 様 (継 立)
谷 口 温 松 様 (富 士)

大 西 和 子 様 (大井分)
棗 棠 英 俊 様 (南学田)
栗山地区連合会 様 (中央3)

子どもから高齢者までがほっとできるたまり場に

このたび、社協が運営するまちなかケアラースカフェ「サンタの笑顔」が役場の前にオープンしました。

このカフェは、子どもから高齢者までが自由に利用できる町民のたまり場となることを目指しています。

いま、町内には一人暮らしの高齢者やケアラー（無償の介護者）世帯などが増えており、この中には地域との交流がなく毎日の生活や健康に不安を抱えている方が多くあります。

また、共働きによる留守家庭児童や子育て中の親子さんなどにとっても自由に利用できる場が少ないなどの問題を抱えています。

このまちなかケアラースカフェは公共施設のイメージから脱却し、多世代が自分の意思で集い、人との交流から地域の大切さを感じてもらおうと同時に自分への投資（健康や生きがい）の場にしてもらおうとするものです。



「まちなかケアラースカフェ」はどんなところ？

- ・人と人の出会いの場
 - ・生きがいづくりの場（パソコン講座・熟年人材登録者による講座）
 - ・ボランティア活動の場
 - ・新しいサークルづくりの場
 - ・子どもたちの社会体験の場（子どもカフェ）
 - ・食品加工などのプレゼンの場
- そして、みんなのたまり場に

まちなかケアラースカフェ

「サンタの笑顔」がオープン

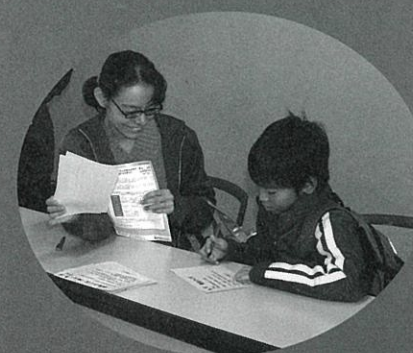
2012 ふれあい広場くりやま

11月11日、2012ふれあい広場くりやまがくりやまカルチャープラザ「Eki」にて開催されました。会場は、25の福祉関係団体のふれあいマーケットや栗山いちい保育園、沢しんや&シークレット、リズムジヤムのステージアトラクションが行われ約800人の来場者で賑わいました。

また、福祉啓発体験として福祉体験スタンプラリー（赤十字奉仕団のクイズで献血を知ろう、北海道理化学療法士会空知支部のかんたんエクスサイズが行われました。「ふれあい大抽選会」では、くりやまギフトカードなど約80点の商品が当選者に手渡されました。



▲会場の様子



▲福祉体験スタンプラリー（献血クイズ）



▲栗山いちい保育園

生活福祉資金貸付制度のご案内

◆生活福祉資金貸付制度とは？

厚生労働省の要綱に基づき、

- ・他の貸付制度が利用できない
- ・他制度を活用しても不足が生じる

低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指すことを目的とした制度です。

◆制度をご利用いただける世帯

- 低所得世帯 世帯収入が一定基準以下の方。
【貸付対象となる世帯の年間収入の目安】

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
以下1人当たり加算額：60万円	

- 障害者世帯
 - ①身体障害者手帳交付者
 - ②療育手帳交付者
 - ③精神障害者保健福祉手帳交付者
 - ④障害者自立支援によるサービスを利用している
 - ①～④の方が属する世帯
- 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

◆連帯保証人

- 原則として連帯保証人が1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

【以下の方は連帯保証人になれません】

- ・生活福祉資金の貸付を受けている方
- ・返済終了までに75歳に達する方
- ・市町村民税非課税世帯の方

◆貸付金利率

- 総合支援資金、福祉費
 - ・連帯保証人を立てる場合無利子
 - ・連帯保証人を立てない場合年1.5%
- 教育支援資金、緊急小口資金
 - ・無利子
- 不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保生活資金
 - ・年3%または長期プライムレートのいずれか低い方を適用

◆返済方法等

- 返済は元金・利子均等の口座振替による月賦。
- 約束された期間に返済できなかった場合、残元金に延滞利子(年10.75%)が日割加算。

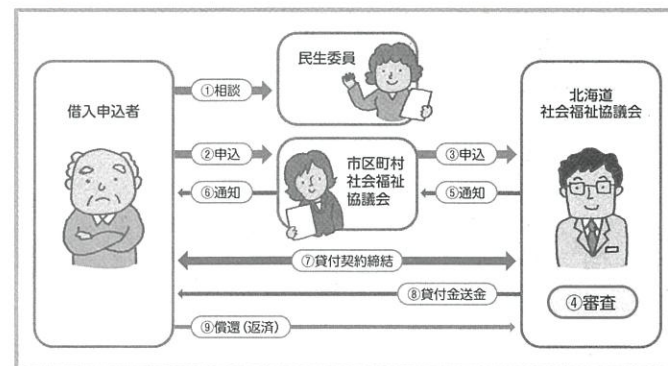
◆民生委員等の相談支援

- この資金は、民生委員、相談員、関係機関の相談支援を受けていただきます。

◆申込み・お問合せ

- ご相談、申込みの窓口はお住まいの社会福祉協議会または地域の民生委員です。
- 相談受付・貸付申請から貸付までには審査等があり、1カ月半程度かかります。

◆相談から貸付決定までの流れ



応急生活資金貸付のご案内

栗山町社会福祉協議会で、町内に居住する低所得世帯であって、急な出費を要する方に貸付を行います。

◆貸付額

- ・5万円以内

◆ご利用いただける世帯

- ・栗山町に6カ月以上居住している、困窮のため日常生活の繋ぎ資金が必要な世帯。
- ・償還能力がある。
- ・資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
- ・町税、各種行政使用料を完納(滞納世帯は支払成約し、履行している場合)している世帯。

◆連帯保証人

- ・1名必要となります。

◆返済方法等

- ・貸付利息は無利子。
- ・償還期間は貸付の翌月より6カ月以内。

◆申込み・お問合せ

- ・社会福祉協議会へ

◆生活福祉資金貸付資金一覧表

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期限	利率
1. 教育支援資金				
高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費				
◆教育支援費 例：授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費				
◆就学支度費 例：入学金等で、入学時に学校に納入する経費 制服、靴、体育着等で学校の指定により、入学時に購入するもの 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの				
教育支援費	高校 月額 35,000円以内 専門学校 月額 60,000円以内 短大 月額 60,000円以内 大学 月額 65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 (貸付額により 期間の制限有)	無利子
就学支度費	500,000円以内			
2. 福祉資金				
日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる経費				
【福祉費の内容】				
◆生業を営む、技能習得、住宅の増改築・補修等、福祉用具等購入、障害者用自動車の購入、				
◆負傷または疾病の療養 ※療養期間が1年～1年半を超えないとき				
◆介護サービス・障害者サービス等を受ける ※介護サービスを受ける期間が1年～1年半を超えないとき 等に必要な経費				
福祉費	500,000円 ～5,800,000円	6カ月以内	3年～ 20年以内	※無利子または 年1.5%
年金受給権取得経費	500,000円以内	年金受給権取得後	3年以内	
緊急小口資金	100,000円以内	2カ月以内		無利子
3. 不動産担保型生活資金				
居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費				
不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 ※土地評価額が1,000万円以上あることが条件	契約終了後 3カ月以内	据置期間 終了の時	年3%または 長期プライム レートの いずれか 低い利率
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	土地と建物の評価額の7割 ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件			
4. 総合支援資金				
失業等により、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しに必要な継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯への貸付				
【次の要件のいずれにも該当する世帯】				
・低所得世帯で、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難				
・公的な書類で本人確認ができる				
・住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅確保が確実に見込まれる				
・社会福祉協議会及び関係機関から、貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意している				
・貸付及び支援を行うことにより、自立した生活と償還が見込まれる				
・失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付・貸付けを受けられず生活費を賄えない				
生活支援費 (貸付期間は12カ月以内)	単身 月額 150,000円以内 複数 月額 200,000円以内	6カ月以内	20年以内	※無利子 または 年1.5%
住居入居費	400,000円以内	貸付日から 6カ月以内		
一時生活再建費	600,000円以内			

※利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

